

## 推進会議で取り組む課題一覧

平成 24 年 3 月 12 日 第 5 回推進会議の配布資料

(平成 21 年 11 月 24 日 第 3 回推進会議で決定)

番号	課題名	取り組みの状況	摘要
1	コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮	「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」策定 (平成 22 年 2 月・3 月県職員向け説明会、平成 22 年 4 月市町村あて依頼)	
2	障害者用駐車スペースの適正な利用		イベントの開催やポスターの掲示といった利用マナーの啓発活動を継続的に実施
3	病院や飲食店等における身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入れ	【取組方針(案)】 医療機関、飲食店、理美容店、交通機関等の関係団体と補助犬ユーザーが話し合う場を設けて、補助犬の受け入れ方法を確認する。 また、その成果については事業所等に対して広く周知し、補助犬の受け入れの促進を図る。	医療機関、飲食店、理美容店、旅館ホテル、交通事業者等に対し、補助犬を周知し、理解を要請 研修会の開催、補助犬受け入れステッカーの配布による啓発の実施
4	預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮	視覚障害のある人が窓口で振込を行う際の手数料について、県内の各金融機関の協力を得て、ATM 利用の場合と同額に引き下げ	
5	障害の状況に応じた職場での対応	【取組方針(案)】 障害のある人と各企業等が話し合う場を設けて、職場定着や雇用創出に繋がる有益なノウハウや情報の共有化を図るための事例集を作成する。 また、その成果については各企業等に対して広く周知し、障害のある人への対応に努めていただくようお願いしていく。	法定雇用率(障害者雇用納付金)の対象範囲拡大(障害者雇用促進法) (301 人以上→平成 22 年 7 月 201 人以上→平成 27 年 4 月 101 人以上)
6	障害のある人が使えるトイレの設置推進	障害のある人が使いやすい公共トイレについての意見募集の実施(平成 22 年度) 【取組方針(案)】 利用しやすいトイレのあり方に加え、障害のある方が暮らしやすい住まいのあり方に視野を広げて、別途進められている高齢者の住まいのあり方の検討を進める中で、試行的な検証を行う際などに当事者の意見を反映させることとする。 また、その成果を公共施設、建築関係団体、住宅関係団体等に広く周知し、障害のある人が暮らしやすい住まいづくりへの対応をお願いしていく。	「高齢者の住まい研究会」及び「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」においても高齢者の住まいのあり方を検討中
7	障害のある人に対する不動産の賃貸	「障害のある人の不動産取引に係る問題の検討会」による検討・報告 (平成 22 年度)	
8	店舗での買い物と移動の介助	知的障害のある方がスムーズに買い物ができるよう「接客ガイドブック」を作成 (平成 19 年度:施策提案型事業を活用し、株式会社千葉薬品が作成)	
9	音響式信号機の音声誘導ルール		各都道府県により音声誘導のルールが統一されておらず、全国的に統一を図る動きもないため、警察本部において現行の取扱いを継続 統一が図られる場合の協議、予算確保等は、警察本部において対応
10	保育所等における障害児への配慮		保育の実施主体は市町村であることから、引き続き、保育所における障害児の受け入れ体制の整備に努めるよう市町村に働きかけ
11	学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮		県教育委員会及び市町村教育委員会において、障害のある子に対し適切な教育上の配慮が行われるよう、条件整備や支援の取組みを継続 文部科学省「特別支援教育の在り方に関する特別委員会 合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ」による報告(平成 24 年 2 月)
12	サービス提供に当たっての安全確保		
13	建物等のバリアフリー化の推進		まちづくり条例の見直しを検討、建築物のバリアフリー化の普及啓発